

[1ヶ月のご利用料金] (昼食代 500 円含む、1割負担の方)

例1 要支援2 週2回利用の場合 4,500円

上記内容は、運動器機能向上加算、科学的介護推進体制加算（LIFE）、
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）が含まれています。

例2 要介護1 週3回利用、
入浴加算(Ⅰ)あり 5-6時間滞在の場合 14,000円

上記内容は、科学的介護推進体制加算（LIFE）、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）が含まれています。

例3 要介護4 週4回利用、
入浴加算（Ⅰ）あり 6-7時間滞在の場合 33,600円

上記内容は、科学的介護推進体制加算（LIFE）、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）が含まれています。

【 要介護適用者 】

利用料金(1日)	2~3 時間	3~4 時間	4~5 時間	5~6 時間	6~7 時間	7~8 時間
要介護1	368円	465円	520円	579円	670円	708円
要介護2	423円	542円	606円	687円	797円	841円
要介護3	477円	616円	689円	793円	919円	973円
要介護4	531円	710円	796円	919円	1,066円	1,129円
要介護5	586円	806円	902円	1,043円	1,211円	1,282円

付加サービス利用料			備考
☆ リハビリテーション マネジメント加算（A）イ	開始日から 6ヶ月以内	560円/月	多職種が協働しリハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の能力・自立のために必要な支援方法や日常生活に関する計画を立て助言・指導を行う。 ※理学療法士・作業療法士が説明を行う
	開始日から 6ヶ月超	240円/月	
☆ リハビリテーション マネジメント加算（A）ロ	開始日から 6ヶ月以内	593円/月	多職種が協働しリハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の能力・自立のために必要な支援方法や日常生活に関する計画を立て助言・指導を行う。 ※ 医師が参加、説明を行う
	開始日から 6ヶ月超	273円/月	
☆ 短期集中 個別 リハビリテーション加算	110円/回		退院（所）日または認定日から起算して3か月以内の期間に、個別対応のリハビリテーションを集中的に行います。
科学的介護推進体制加算（LIFE）	40円/月		基本的な情報を厚生労働省に提出している。

入浴加算（Ⅰ）	40円／回	入浴実施した場合に算定
☆ 入浴加算（Ⅱ）	60円／回	居宅を訪問し、浴室における動作及び浴室の環境を評価。居宅の浴室環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成。
☆ 重度療養管理加算	100円／回	医学的管理のもとサービス提供を実施 ※要介護3以上
通所リハ送迎減算	片道 減算 47円	通所の送迎サービスを利用しない場合に減算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	4.70%	介護職員の人材不足改善のための費用とし、処遇の改善のためにあたる。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1.70%	経験・技能のある介護福祉士を中心とした処遇の改善のためにあてる。

【 要支援適用者 】

		利用料金（1か月）
要支援1		2,053円
要支援2		3,999円
付加サービス利用料		備考
運動機能向上加算	225円／月	リハビリ専門職の下、個別リハビリ計画（全対象）
科学的介護推進体制加算（LIFE）	40円／月	基本的な情報を厚生労働省に提出している。
☆ 長期利用の場合の評価の見直し	要支援1 減算 20円	適切なサービス提供とする観点から、利用開始の属する月から12月超えた方。
	要支援2 減算 40円	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	4.70%	介護職員の人材不足改善のための費用とし、処遇の改善のためにあたる。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1.70%	経験・技能のある介護福祉士を中心とした処遇の改善のためにあてる。

※上記は1割負担での計算法となります。介護保険負担割合証において、自己負担が2割の方は、上記の2倍の料金計算となります。

保険適用外サービス

昼食費（調理・材料） 1食 500円